

本書の特長と効果的学習法

この事件を法律ではどう解決するのか考えよう！

毎回、興味深い身近な「事件」が提示されるので、楽しみながら学習を進められます。

学習分野が一目瞭然！

「憲法」「民法」「行政法」の中の、どの分野を学習するのがひと目でわかります。

⑦ ケース 愛人から財産を取り戻すには？

遺留分相続

第2編 民法

遺留分を保全すること

ここでマサオさん（愛車のジャガーを運転中、事故で亡くなってしまい、遺した財産はマイホームと預金など、あわせて1億2,000万円）の葬場です。マサオさんには、妻アキコ（50歳）と、アキコとの間にできた子どもが2人（マナブ26歳、ユキコ20歳）います。そして、マサオさんは「全財産を愛人ミユキ（38歳）に遺贈する」という遺言書をつくっていました。そうすると、全財産の1億2,000万円が愛人ミユキのものにいくことになります。しかし、当然のことながら、本来の相続人である妻アキコや子マナブ、子ユキコは納得がいきません。このような場合に、妻アキコや子マナブ、子ユキコは何ができるのでしょうか？

ひと通り読めば、憲・民・行の基本がつかめる！

本書は「憲法」「民法」「行政法」の3編立てです。ひと通り読めば、この3法のアウトラインがつかめます。

ここが事件のミソ！

各回の事件における直接の問題提起部分（解決すべき部分）が色文字で強調されています。

豊富なイラストでイメージしやすい！

事件を具体的にイメージできるよう、イラストを多用しています。



ワンポイントアドバイス 民法で解決しよう！

妻アキコと子マナブ、子ユキコは、遺留分を保全するのに必要な限度（それぞれの遺留分侵害額の限度）で、ミユキに対する遺贈の減殺を請求（遺留分減殺請求）することができます。

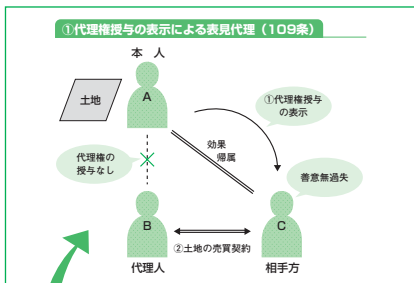
「遺留分制度」とは、相続財産の一定割合を一定の範囲の相続人に留保する制度をいいます。つまり、マサオさん（被相続人）

わかりやすい解答・解説！

事件が提示された直後に、その解決法が書かれています。法律を初めて学ぶ方にもわかりやすく、初歩の初歩から解説しています。

ここが直接の答え！

事件解決の直接の答えとなる部分は色アミで強調されています。



複雑な場面は図で整理！

文章だけでは表現しにくい法律の概念や、「流れ」が大切な部分は図にまとめてあるので、簡単に知識が整理できます。

参照条文 第772条【嫡出の推定】

- 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。
- 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

ポイントとなる条文を掲載！

事件解決のポイントとなる法律の条文をそのまま掲載しています。

ワンポイントアドバイス

法律用語では、知っていることを「悪意」、知らないことを「善意」といいます。道徳的な「善意」「悪意」とは意味が違いますので注意しましょう。

ワンポイントアドバイスで知識を補充！

今回の事件に関連し、知っておいたほうがよい重要ポイントを解説しています。

て結構いいヤツなんですね。



このように、法律を作る国家（厳密には法律は国会が作ります）が憲法に従わなくてはならないということは、憲法に反した法律を国会は作ることができないということになります。そこで、仮に憲法に反した法律が存在した場合、私たちはそのような法律に従う必要はないのです。もちろん、法律を作成するときは憲法に反しないように作られますから、ほとんどの法律の規定は憲法に反するということはないでしょう。ただ、これまでに憲法違反とされた法律の規定もいくつかあるのです。

ケース
2

フラれた話を本にする なんて！

人権

タカとトシは同じ大学の友人です。ある日タカは彼女にフラれてしまい、この悲しみを友人のトシに切々と話しました。タカは酒を飲んでいたことと、トシのことを信用していたこともあり、他には知られたくない別れ際の自分の情けない姿も余すところ無くトシに打ち明けたのです。

それから半年後、小説家希望だったトシの書いた小説が、あるコンクールの新人賞を受賞することになりました。タカも友人の功績に大喜びでしたが、新人賞を受賞した小説の内容を知って愕然としました。トシの書いた小説の内容は、半年前にタカがフラれたこととまったく同じストーリーだったのです。タカは、トシを友人として信頼して話したにもかかわらず自分の秘密を公にされた喪失感と、フラれた事実を克明に描写されたことによるはずかしさをおぼえました。タカとしてはこのストーリーが公にされるのはたまりません。なんとしても正式な出版前に差し止めたいと思っています。

反対にトシとしては、確かにタカの話がモチーフにはなっていますが、独自性のあるストーリーだし、自分の表現力を多くの人に知ってもらいたいの、出版を差し

止めるなんてとんでもないと思っています。

みなさんなら、出版は差し止めるべきだと思いますか？

ケース
2

答え 憲法で解決しよう！

憲法では、**プライバシー権**というものが保障されると考えられています。人々がみだりに私事を公開されないという権利です。とすると、別れ話は私事といえるでしょう。

他方、憲法は表現の自由(21条)というものも保障していましたね。人々には表現行為をする自由があって、本を出版する自由というものもあるのです。

みなさんは直感的に差し止めOKと考えましたか？ それともその必要はないと思いましたか？ その理由はなんです

よって、以下ようになります。

妻アキコ：1億2,000万円×2分の1＝6,000万円

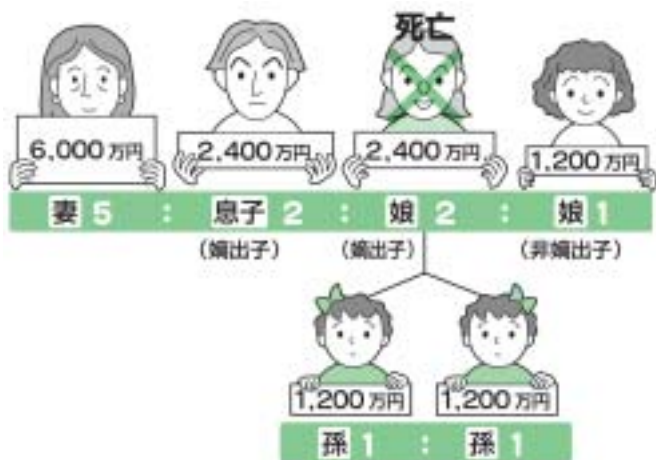
子(嫡出子)マナブ：1億2,000万円×2分の1×5分の2
＝2,400万円

子(非嫡出子)マホ：1億2,000万円×2分の1×5分の1
＝1,200万円

孫ミキ：1億2,000万円×2分の1×5分の2×2分の1
＝1,200万円

孫マイ：1億2,000万円×2分の1×5分の2×2分の1
＝1,200万円

ちょっと面倒ですが、1つずつ丁寧にやっていけばそれほど難しいことはないですね。



相続人の範囲

配偶者	+	第1順位	子 (実子と養子の区別はなし /887条1項)
		第2順位	直系尊属 (889条1項1号)
		第3順位	兄弟姉妹 (889条1項2号)

※被相続人の配偶者は、第1～第3順位の相続人と並んで、常に相続人となります(890条)。

法定相続分

相続人	法定相続分
子と配偶者	子=2分の1 配偶者=2分の1 (900条1号) ⇒子が数人いる場合、平等に頭分け。非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分の2分の1 (同条4号ただし書)。
直系尊属と配偶者	直系尊属=3分の1 配偶者=3分の2 (900条2号)
兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹=4分の1 配偶者=4分の3 (900条3号) ⇒兄弟姉妹が数人あるときは、平等に頭分け。父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1 (同条4号ただし書)。

※配偶者のほかに相続人がいないときは、配偶者が全部を相続します。
配偶者がなく、子、直系尊属または兄弟姉妹だけが共同相続人であるときは、これらの者が全部を相続します。

ケース
7

答え 民法で解決しよう！

妻アキコと子マナブ、子ユキコは、遺留分を保全するのに必要な限度（それぞれの遺留分侵害額の限度）で、ミユキに対する遺贈の減殺を請求（遺留分減殺請求）することができます。

「遺留分制度」とは、**相続財産の一定割合を一定の範囲の相続人に留保する制度**をいいます。つまり、マサオさん（被相続人）が他人に財産を遺贈しても、一定の相続人は遺留分を保全するのに必要限度で、その遺贈の効力を否定することができるのです。

本来、被相続人には、自分の財産を自由に処分する権利があります。他方で、残された相続人の生活の安定や、財産の公平な分配も図る必要があります。そこで、被相続人の処分の自由と相続人の保護の調整の見地から、遺留分制度が定め

ケース②

違法っぽいのに従わなければならないの？

行政法
総論

カナヤマ県ウミカワ市に在住しているカイトさん（32歳のビジネスマン）は、法律に基づいて、ウミカワ市から税金を課されました。今回のケースは、ケース①とは異なり、通達などのように法律に基づかないものではなく、正式な法律に基づいて課されたものです。しかし、税金の額が思ったよりも高かったのです。

カイトさんは、もしかしたら市の計算方法が間違っており、これは法律の範囲を逸脱した課税ではないかと考えています。税金に詳しい友人に相談しても、もしかしたら税金の算定が誤っているかもしれないとのことでした。

このような場合にも、カイトさんは税金を全額支払わなければならないのでしょうか？ それとも、このような違法っぽい課税については支払わなくてもよいのでしょうか？



ケース②

答え 行政法で解決しよう！

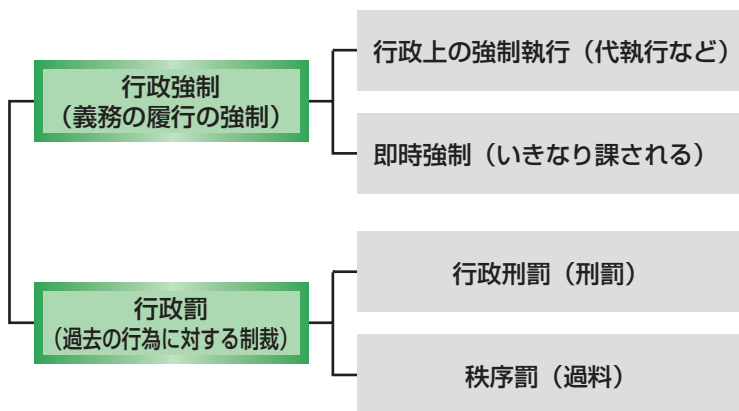
カイトさんは、行政や裁判所によって正式に取り消されるまでは、**全額税金を支払わなければなりません。**

本ケースの法律に基づく課税行為は、**行政行為**にあたります。「行政行為」とは、①行政庁が、②法律の定めに従い、③一方的判断に基づいて、④国民の権利義務といった法的地位を、⑤具体的に決定する行為をいいます（下図参照）。

行政行為に当たる場合は、それがたとえ違法であっても**行政庁や裁判所によって取り消されるまでは、有効なものとして取り扱われます**。行政行為にはこのような効力があります。この効力を、「**公定力**」こうていりょくといいますが（とりあえず公に定まる効力といった意味です）。つまり、とりあえずは課税の徴収

して義務の履行を強制する「**行政強制**」と、行政上の過去の義務違反に対する制裁としての「**行政罰**」に大別されます。

行政上の強制手段 (行政行為に従わない場合にとられうる手段)

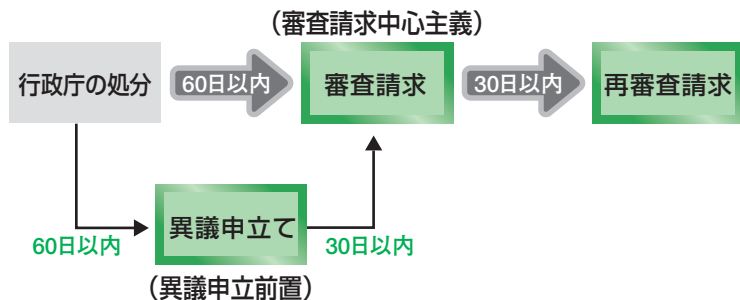


「**行政上の強制執行**」とは、国民が法令または行政行為によってあらかじめ命じられた義務を履行しない場合に、行政機関が**義務の履行を強制するため**に実施するものをいいます。その典型として**代執行**があげられます。

「**代執行**」とは、代替的作為義務（建物の取り壊しなど、別の人が変わってできる義務）が履行されない場合に、行政庁がみずから、または第三者に義務の履行をさせ、その費用を義務者から徴取することをいいます。本ケースで代執行（別の人による取り壊し）がなされた場合、マタタビさんは取り壊し費用を最終的には支払わなければなりません。代執行に

や再審査請求については、**30日以内**とされています。

不服申立ての期間



※ただし、処分・裁決・決定のあった日の翌日から**1年以内**

マタタビ建設が処分（是正命令）を知った日は**4月1日**です。その翌日から起算して**60日以内**とは、**5月31日**までをいいます。そこで、マタタビ建設は**5月31日**までに建築審査会に審査請求をしなければならないのです。

このように、不服申立ての相手先や期間は法律で決められています。しかし、私たち一般市民がこれを知っていると限りません。そこで、処分に際し、原則として**不服申立ての相手先**や**期間**等が行政庁から教えられます（これを「**教示**」^{きょうじ}といいます）。

ケース17

道路の管理ミスで車が壊れた。損害を賠償して！

国家賠償法

ヒトシさんは、温泉で有名なシロタキ温泉へ家族と旅行に出かけました。旅行へは夜中に出発し、高速道路をおりた後、国道（管理は県がしている）を走っていました。

途中まで快適なドライブだったのですが、途中の道に工事標識板が落ちていたため、それを避けようとして事故に遭い、ヒトシさんの車が損壊してしまいました。

Q1 ヒトシさんは車の修理代を国と県に請求したいのですが、この請求は認められるでしょうか？ この道路標識板は1週間前から国道に放置されていたもので、国や県が安全対策を講じる余裕があった場合を前提にして考えてください。

Q2 Q1の場合と異なり、道路標識板が直前の車の運転ミスで倒されていた場合（国や県が安全対策を講じる余裕がない場合です）はどうでしょうか？



ケース17

答え 行政法で解決しよう！

Q1について、ヒトシさんは**国家賠償法2条1項**によって国や県に対して損害賠償請求ができ、その請求は認められるでしょう。

Q2について、ヒトシさんは国や県に対して損害賠償請求をしても認められない可能性が高いでしょう。

道路などの公の**営造物**^{えいぞうぶつ}の管理に**瑕疵**があった場合は、国や公共団体は責任を負わなければなりません（国賠法2条1項）。この国賠法2条1項は、**無過失責任**（過失がなくても責任を負う）といわれています。また、「**瑕疵**」^{かし}とは、**営造物が通常有すべき安全性を欠いている状態**をいいます。「瑕疵」にあたるかは、物理的に安全性を欠いているかどうかだけではなく、